

中小企業経営改善計画策定支援研修〔実践研修〕について（募集要項）

（令和元年10月31日～11月1日：中小企業大学校旭川校開催）

1. 研修のねらい

この研修は、中期経営改善計画を策定する中小企業者の支援にあたる税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の資格を持つ者又はそれらが営む事務所の役職員、民間コンサルティング会社の役職員、金融機関の役職員、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会の役職員等中小企業の経営支援を行おうとする者に対し、支援に必要となる税務、金融及び企業の財務等専門的な知識を、グループ演習を通じて実践的に学び、当該経営改善計画の策定、支援の経験値の向上に寄与することを目的としています。

2. 研修の特徴

- （1）この研修は、中小企業が金融機関からの借入の条件変更を依頼する際に必要となる資料の作成を支援し、併せて金融機関に対する説明を行うという実践的なテーマで実施するものです。
- （2）研修は、すべて演習形式により行います。基本的に講義は行いません。演習は、5～7名程度のグループで行います。
- （3）この研修は、中小企業経営力強化支援法に基づく実務経験の付与を目的とした認定研修です。
- （4）この研修は、日本税理士会、日本公認会計士協会研修関連規則で定める認定研修です。
- （5）また、財務・会計等の専門的な知識を付与する研修で学んだ知識を活かして本研修を受講することを想定しているため、中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）との親和性を確保しています。

3. 研修の対象者

税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士、経営士等の士業者、金融機関の役職員、NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他中小企業経営力強化支援法に基づく経営改善計画の策定支援を実施する者であって、中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者又は中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上であってそのうち経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者。

ただし、税理士、弁護士、公認会計士の者及び金融機関の役職員を除く者については、以下のいずれかの条件について該当すること。

（1）経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けていること<ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません>。

（2）中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）の専門的知識判定試験に合格していること。

※なお、実務経験の判断は、中小機構及び中小企業大学校では行いません。研修の受講申込みにあたり、実務経験内容（受講資格）の適否については、あらかじめ認定申請書の提出先である経済産業局にご確認ください。研修受講後に、コースの変更や研修受講料の返還等を行うことができませんので、ご注意ください。

※「経営革新等支援機関」としてすでに認定されている方も受講していただけます。ただし、新たに認定を受けようとする方が優先されますので、ご了承ください。

受講条件

※講義において、経営改善計画のシミュレーションを行う際にマイクロソフトのエクセルを使用し、マクロ関数及びビジュアルベーシック（VBA）を用いるため、会計ソフト、表計算ソフトなどパソコンのアプリケーションの使用することに抵抗感のない方。また、これらの操作を自主的に学習することができる方。（エクセルの環境設定を事前にご自身で行っていただきます。）

※商業簿記3級以上又はそれと同等以上の知識を持つ方。

※研修中、パソコン（OSはWindows）を使用しますので、受講者は各自ご持参ください。

Mac、SurfaceRTはご使用いただけません。どうしても、ご用意いただけない場合は、事前に事務局にご連絡ください。

4. 研修の構成・期間

研修日程：令和元年10月31日（木）～11月1日（金）（2日間・12時間）

<カリキュラム>

	時間	科目	講師	内容	
10/31 (木)	9:30-10:00	オリエンテーション	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・研修のねらい、学習目標、研修の特長等を説明します。 ・研修に必要なパソコンの環境設定の確認を行います。 	
	10:00-12:00 13:00-17:00 〔6.0H〕	演習の進め方について 机上総合演習 ※経営改善計画策定事例	西野税理士事務所 所長 西野 光則 あすなる経営企画 代表 細田 行洋 マーケティング オフィス川村 代表 川村 晶彦	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の進め方、グループワークの行い方について説明します。 ・地域中小企業の経営改善の事例を用いて机上演習に取り組んでいただきます。 ・短期の資金繰り、経営改善提案等の課題解決を行っていただきます。 ・中小企業者から資金繰りの相談を受けた場合の緊急性の判断とその対処方法について、学習します。 ・取引先金融機関の借入の条件変更等（リスケジュール）の協力を要請し、理解を得るための経営改善計画の策定を支援するという設定で、個人作業とグループによる机上演習に取り組んでいただきます。 ・使用する事例（ケース）は、ある地域の企業をベースとして、実際の指導事例を元に、物語風に今回研修用に作成したものです。したがって、リアリティーの高い実践的なケースとして作成しています。 <p>以上の学習は、個人ベースの作業・検討とグループ形式での作業・ディスカッションを繰り返し行うことにより、個人の指導力、実践力の強化を図るとともに、多角的な視点、切り口からの検討を行うことをねらいとしています。</p>	
11/1 (金)	9:00-12:00 13:00-14:30 〔4.5H〕			グループ発表	<ul style="list-style-type: none"> ・主力取引金融機関に説明し、理解を得るという設定で、発表していただきます。 ・グループ発表終了後、講師より講評を行います。
	14:30-16:00 〔1.5H〕			終講式	職員

- ※1 研修内容は変更になる場合があります。
- ※2 研修途中の小休憩の他、昼食時間を1時間設けます。
- ※3 11月1日（金）の講義終了後 16：30から実践力判定試験を実施いたします。

5. 実践力判定試験の実施

本研修（実践研修）の修了者で、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定を受けたい方に対して、試験を実施し合否を判定します。

※所定出席日数の90%以上出席できない場合は、当研修の修了要件を満たさないため研修修了とならず、認定申請に必要となる実践力判定試験は受験できませんので、ご注意ください。

月／日	時間	科目	内容
11/1 (金)	16:30- 18:00 [1.5H]	実践力判定試験	中小企業が経営計画を策定することを支援するために必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述(空欄補充や計算)又は選択式問題

試験概要

- ①中小企業が、中小企業管理会計の導入を前提とした経営状況の把握と、経営方針、利益計画、資金計画の策定とそのアクションプランの策定等中小企業が経営計画を策定することを支援するために必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述（空欄補充・計算問題）又は選択式の試験を実施いたします。
 - ②後日、合否の判定結果を郵送いたします。
 - ③ 不合格の者は、中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。（ただし、再度、本研修を受講する必要はございません。）
- ※試験問題、採点および合否についてのお問い合わせには一切応じられません。

6. 研修会場・試験会場

中小企業大学校 旭川校

〒078-8555 旭川市緑が丘東3条2丁目2番1号（最終頁の交通案内をご参照ください）

7. 募集定員

30名

※受講申込者が多数の場合は、実践力判定試験を受験される方を優先して、調整させていただく場合があります。

8. 受講料

26,000円（税込）

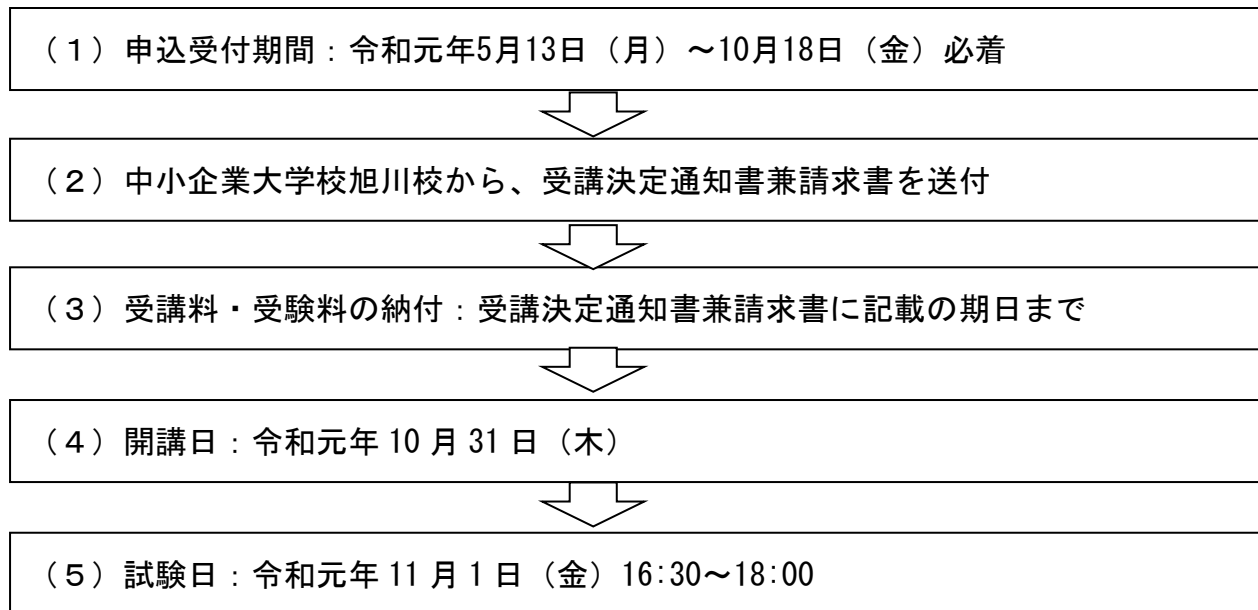
※受講料は消費税の引き上げに伴い、10月1日以降は新税率（10%）が適用される予定です。

9. 受験料

実践力判定試験を受験希望する方は、8. の受講料のほかに、受験料 5,000円（税込）が必要です。

※受験料は消費税の引き上げに伴い、10月1日以降は新税率（10%）が適用される予定です。

10. 受講申込みから開講までのスケジュール



11. 申込方法

(1) 申込書類の送付

ホームページ掲載の様式「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、必ず写真を貼付して、封筒の表に「実践研修申込書在中」と赤字で記載のうえ、申込書類受付期間内に郵送（必着）してください。

申込書類の送付先 〒078-8555 旭川市緑が丘東3条2丁目2-1
中小企業大学校 旭川校 あて

※申込書類はホームページに掲載されている書式（WordまたはPDF形式）を印刷してご使用ください。

※申込書類受付期間：令和元年5月13日（月）～ 10月18日（金）必着

※申込方法は郵送のみとさせていただきます。持参、FAX、メールによる申込は受け付けておりません。なお、ご提出いただいた書類は返却致しませんので予めご了承ください。

(2) 受講料および受験料のお振込み

受講決定通知兼請求書を郵送いたしますので、請求書に記載のある振込先に受講料および受験料をお振込みください。

① 受講料 26,000円（税込）

② 受験料 5,000円（税込）（実践力判定試験を受験する方）

※受講料及び受験料は消費税の引き上げに伴い、10月1日以降は新税率（10%）が適用される予定です。

振込の際の注意

- ・振込名義は、経営革新等支援機関の認定を受ける機関名にしてください。また、個人受講については本人名を記入してください。
- ・振り込み手数料は受講者様のご負担でお願いいたします。
- ・振込用紙の控え又は利用明細書等の振込金額・振込日時・振込先が記載されたものは後日確認させていただきますので、大切に保管してください。
- ・振込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。
- ・期限日までお振込みいただけなかった場合、受講できない場合がありますのでご了承ください。

12. 宿泊をご希望の方

旭川校内にある宿泊施設「北心寮」に宿泊をご希望の方は、受講申込書下段の入寮欄に必要事項をご記入の上、受講申込みと同時に申し込みください。

- 施設： 宿泊室 50 室(全個室) その他浴室、談話室、洗濯室などを完備しています。
- 寮費： 3,000円／1泊(朝食サービス付)
- 食事： 昼食 500～650円、夕食 700円

13. 個人情報の取り扱い

本研修の応募のためにご提出をいただいた個人情報については、本研修の実施と運営に関する範囲で取り扱います。なお、より効果的に研修を行うため、講師に個人情報をお知らせする場合があります。また、本試験の応募のためにご提出をいただいた個人情報については、試験の実施と運営ならびに経営革新等支援機関の認定を申請した際の確認等に関する範囲で取り扱います。

14. 中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）に関するQ & A

<受講条件について>

Q 1 : 受講条件に挙げられている事項は必須ですか？

A 1 : 本研修は、中小企業の経営改善計画策定支援のための実践能力を得ていただくことを目的としておりますので、そのために必要な基本的な知識（財務、会計、経営計画等）、策定するための必要最低限のパソコンスキルを持っていることが必要となります。

Q 2 : 実践力判定試験を受験しないのですが、研修は受講してよいのでしょうか？

A 2 : 受講可能です。ただし、応募多数の場合は、試験を受験する方を優先して、調整させていただく場合がございます。

Q 3 : 受講資格について

A 3 : 受講対象者は、中小企業の経営力強化支援法に基づいて経営改善計画の策定支援を実施する、あるいは実施しようとする者でなければなりません。受講者ごとの要件は、以下のようになっています。

	①中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者	②中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上で、経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者	③経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けているもの ^{ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません。} >	④中小企業経営改善計画策定支援研修(理論研修)の専門的知識判定試験に合格した者
税理士、弁護士、公認会計士の資格をお持ちの方	受講可	受講可	—	—
中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士等	かつ③又は④に該当 受講可	かつ③又は④に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可
金融機関の役職員の方	受講可	受講可	—	—
NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会の役職員の方	かつ③又は④に該当 受講可	かつ③又は④に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可

※なお、実務経験の判断は、中小機構及び中小企業大学校では行いません。受講資格につきましては、認定申請書の提出先である経済産業局に、事前にご確認ください。

<申込書類について>

Q4： 受講の申込者について

A4： 受講のお申込みは、**認定を受けようとする機関名**でお申込みください。また、お振込みも同じ機関名でお振り込みください。キャンセルなどにより当校より返金の手続きをする場合、そのお振込先名あてにお振り込みいたします。

法人でお振込みを受けて個人に返金、あるいはその逆など、申込名称以外のところへ振込みすることは、トラブルの原因となりますので、同一名称で手続きさせていただきます。

Q5： 受講申込書欄の「所属長役職」と「所属長名」は誰にしたらよいのですか？

A5： 当校からの指定はありません。事務処理の関係などで、ご都合の良い方をご記入ください。ただし、同一機関で複数名受験される場合は、所属長は同一人にしてください。

また、個人で申し込まれる場合は、記載は不要です。事務連絡担当者名の欄は「本人」としてください。

Q6： 写真は、自分でデジカメ撮影したものでいいですか？また、申込書に直接印刷してもいいですか？

A6： 本人確認のために使用しますので、顔がはっきりと確認できるもので、画像処理していないものであれば構いません。また、デジカメで撮影した写真を申込書に直接プリントしても構いません。

<研修中の遅刻・早退の取扱いについて>

Q7： 研修中の遅刻・早退の取扱いについてはどうなりますか？

A7： 1時間以上の遅刻又は早退の場合は、いかなる理由の場合であっても修了要件を満たさなくなり、修了証書を発行できなくなりますのでご注意ください。

<実践力判定試験について>

Q8： この研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A8： 受講するだけでなく、当校の所定の修了要件を満たす必要があります。修了した方だけが当該試験を受験することができます。

Q9： 試験の結果はどのようにお知らせいただけますか？

A9： 試験終了後、採点及び合否の判定をして全員に合格・不合格の結果を郵送でお送りします。
なお、合格者にお送りする合格通知書は経営革新等支援機関の認定申請の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

Q10： 不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A10： 本研修を修了された方で実践力判定試験に不合格であった方は、同試験のみを受験することができます。なお、お申し込みの際には、受験料（5,000円）（※注）と修了証書の写しが必要となります。なお、再試験の方も研修の受講は可能です。ただし、受験を希望する方が多数の場合には、初めて受講される方を優先させていただきます。

（※注）受講料及び受験料は消費税の引き上げに伴い、10月1日以降は新税率（10%）が適用される予定です。

<その他>

Q11： 宿泊先は大学側で用意していただけるのですか？

A11： 宿泊先はお手数ですがご自身で確保してください。なお、中小企業大学校旭川校には、全個室の宿泊施設（北心寮）を併設しています。ご利用の場合は、受講申込書下段にあります「入寮申込書」をご記入ください。

※北心寮については旭川校のホームページを参照ください。

旭川校トップページ→研修施設のご案内→宿泊施設

URL： <http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/facility/stay/index.html>

お問合せ先

〒078-8555 旭川市緑が丘東3条2丁目2-1

中小企業大学校 旭川校 （担当：平塚、釘本、岡澤）

TEL 0166-65-1200 / FAX 0166-65-2190

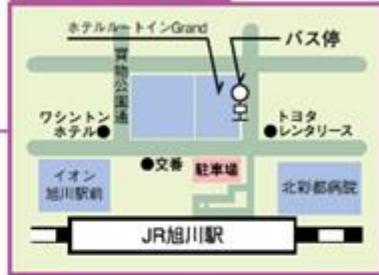
<交通案内>

中小企業大学校旭川校へのアクセス

JR旭川駅からバスご利用の場合：約30分、タクシーご利用の場合：約20分



JR旭川駅前詳細



- 旭川駅前「ホテルルートインGrand」前27番から、82番「南高」行に乗車、「南高前」で下車。
- 旭川駅よりタクシーご利用の場合は約20分。

付近詳細 旭川校



南高前バス停から旭川校まで



■バス（旭川電気軌道）

所要時間約 30 分 片道料金 330 円

旭川駅前（ホテルルートイン Grand）から 82 番「南高」行きに乗車、「南高前」で下車。

■タクシー

旭川駅より約 20 分。

■JR

旭川駅より JR 富良野線「西御料駅」下車 約 8 分 片道料金 210 円

西御料駅より徒歩約 17 分。